



愛媛県報

平成17年1月28日金曜日 第1628号

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

◇ 目 次 ◇ 告 示

町村等と愛媛県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（3件）.....	83
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可.....	84
一部事務組合の規約の変更許可.....	84
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可.....	84
一部事務組合の規約の変更許可.....	84
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可.....	85
一部事務組合の規約の変更許可.....	85
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可.....	85
一部事務組合の規約の変更許可.....	85
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可.....	85
一部事務組合の規約の変更許可.....	85
一部事務組合の解散（3件）.....	85
落札者等の告示.....	86
救急病院の撤回.....	86
救急病院の協力申出.....	86
指定養育医療機関の辞退.....	86
指定知的障害者更生施設の指定の辞退.....	86
指定居宅支援事業者の指定（6件）.....	87
指定居宅支援事業の廃止（5件）.....	88
指定居宅サービス事業者の指定.....	90
指定居宅介護支援事業者の指定.....	91
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	91
指定居宅サービス事業の廃止.....	92
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....	92
指定居宅介護支援事業の廃止.....	92
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	93
土地改良区営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....	93
農業協同組合営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....	93
市営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧（2件）.....	94
町営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....	94
肥料登録有効期間の更新.....	94
林業用種苗生産事業者の登録.....	94
建設業者の許可の取消し.....	94
廃川敷地等の発生.....	95
愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止.....	96
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	96
道路の区域変更（一般国道194号）.....	97
道路の供用開始（県道上尾峠久万線）.....	97
道路の区域変更（県道久万中山線）.....	97
道路の供用開始（"）.....	97
道路の区域変更（県道肱川公園線）.....	98
道路の供用開始（"）.....	98
道路の供用開始（県道九島環状線）.....	98
開発行為に関する工事の完了.....	98
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	98

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	99
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	100

一般県営住宅の入居者募集（2件）..... 100

教育委員会告示

学校教職員結核予防取扱要領の一部改正..... 102

選挙管理委員会規則

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... 102

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第190号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、次のように規約を定め、砥部町公平委員会の事務の委託を受けた。

平成17年1月28日

愛媛県知事 加戸守行

砥部町と愛媛県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、砥部町（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を愛媛県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他の必要な事項）

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成17年1月1日から施行する。

○愛媛県告示第191号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、次のように規約を定め、内子町公平委員会の事務の委託を受けた。

平成17年1月28日

愛媛県知事 加戸守行

内子町と愛媛県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、内子町（以下「甲」という。）は、同

法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を愛媛県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他の必要な事項）

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成17年1月1日から施行する。

○愛媛県告示第192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、次のように規約を定め、鬼北町公平委員会の事務の委託を受けた。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

鬼北町と愛媛県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、鬼北町（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を愛媛県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他の必要な事項）

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成17年1月1日から施行する。

○愛媛県告示第193号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 増減内容

市町村合併により発足した砥部町、内子町及び鬼北町を組合に加入させる。

2 増減年月日

平成17年 1月 1日

3 増減許可年月日

平成17年 1月 1日

○愛媛県告示第194号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村職員退職手当組合の規約の変更を許可した。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更事項

市町村合併により、平成16年12月31日をもって北条市、中島町、小田町、砥部町、広田村、内子町、五十崎町、広見町、日吉村、上浮穴郡生活環境事務組合及び内山地区施設事務組合を愛媛県市町村職員退職手当組合（以下「組合」という。）から脱退させるとともに、平成17年1月1日から砥部町、内子町及び鬼北町を組合に加入させることに伴い、組合を組織する地方公共団体から北条市、上浮穴郡生活環境事務組合及び内山地区施設事務組合を削るなど、所要の変更を行う。

2 規約変更年月日

平成17年 1月 1日

3 規約変更許可年月日

平成17年 1月 1日

○愛媛県告示第195号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 増減内容

市町村合併により発足した砥部町、内子町及び鬼北町を組合に加入させる。

2 増減年月日

平成17年 1月 1日

3 増減許可年月日

平成17年 1月 1日

○愛媛県告示第196号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合の規約の変更を許可した。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更事項

市町村合併により、平成16年12月31日をもって北条市、中島町、小田町、砥部町、広田村、内子町、五十崎町、広見町、日吉村及び上浮穴郡生活環境事務組合を愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合（以下「組合」という。）から脱退させるとともに、平成17年1月1日から砥部町、内子町及び鬼北町を組合に加入させることに伴い、組合を組織する地方公共団体から北条市及び上浮穴郡生活環境事務組合を削るなど、所要の変更を行う。

2 規約変更年月日

平成17年 1月 1日

- 3 規約変更許可年月日
平成17年 1月 1日

○愛媛県告示第 197 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり愛媛県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 増減内容
市町村合併により発足した砥部町、内子町及び鬼北町を組合に加入させる。
- 2 増減年月日
平成17年 1月 1日
- 3 増減許可年月日
平成17年 1月 1日

○愛媛県告示第 198 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり愛媛県自治会館管理組合の規約の変更を許可した。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 変更事項
市町村合併により、平成16年12月31日をもって中島町、小田町、砥部町、広田村、内子町、五十崎町、広見町及び日吉村を組合から脱退させるとともに、平成17年 1月 1日 から砥部町、内子町及び鬼北町を組合に加入させることに伴い、組合の議員の定数を減少させる。
- 2 規約変更年月日
平成17年 1月 1日
- 3 規約変更許可年月日
平成17年 1月 1日

○愛媛県告示第 199 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 増減内容
市町村合併により発足した砥部町、内子町及び鬼北町を組合に加入させる。
- 2 増減年月日
平成17年 1月 1日
- 3 増減許可年月日
平成17年 1月 1日

○愛媛県告示第 200 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村交通災害共済組合の規

約の変更を許可した。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 変更事項
市町村合併により、平成16年12月31日をもって中島町、小田町、砥部町、広田村、内子町、五十崎町、広見町及び日吉村を組合から脱退させるとともに、平成17年 1月 1日 から砥部町、内子町及び鬼北町を組合に加入させることに伴い、組合を組織する地方公共団体から中島町、小田町、広田村、五十崎町、広見町及び日吉村を削り、鬼北町を加える。
- 2 規約変更年月日
平成17年 1月 1日
- 3 規約変更許可年月日
平成17年 1月 1日

○愛媛県告示第 201 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 増減内容
市町村合併により発足した砥部町、内子町及び鬼北町を組合に加入させる。
- 2 増減年月日
平成17年 1月 1日
- 3 増減許可年月日
平成17年 1月 1日

○愛媛県告示第 202 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の規約の変更を許可した。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 変更事項
市町村合併により、平成16年12月31日をもって中島町、小田町、砥部町、広田村、内子町、五十崎町、広見町及び日吉村を組合から脱退させるとともに、平成17年 1月 1日 から砥部町、内子町及び鬼北町を組合に加入させることに伴い、組合を組織する地方公共団体から中島町、小田町、広田村、五十崎町、広見町及び日吉村を削り、鬼北町を加えるなど、所要の変更を行う。
- 2 規約変更年月日
平成17年 1月 1日
- 3 規約変更許可年月日
平成17年 1月 1日

○愛媛県告示第 203 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 288 条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 組合の名称

上浮穴郡生活環境事務組合

2 組合の事務所の位置

上浮穴郡久万高原町上野尻甲 839 番地

3 組合の解散年月日

平成16年12月31日

2 組合の事務所の位置

松山市北持田町 132 番地

3 組合の解散年月日

平成16年12月31日

○愛媛県告示第 205 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 288 条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 組合の名称

内山地区施設事務組合

2 組合の事務所の位置

喜多郡五十崎町大字平岡甲 168 番地

3 組合の解散年月日

平成16年12月31日

○愛媛県告示第 204 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 288 条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 組合の名称

温泉郡・東温市・北条市及び松山市共有地管理組合

○愛媛県告示第 206 号

次のとおり落札者を決定した。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
庁内LANメールシステム用機器の借入れ一式	愛媛県企画情報部 管理局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成16年12月27日	フェイス・ソリューション・テクノロジーズ株式会社松山支店 愛媛県松山市小栗三丁目4番44号	655,200円 (月額)	一般競争入札	平成16年11月16日

○愛媛県告示第 207 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名
市立大洲病院	大洲市西大洲字ヤスパ甲570番地	平成17年 1月10日における大洲市

○愛媛県告示第 209 号

母子保健法（昭和40年法律第 141 号）第20条第 6 項において準用する児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の 9 第 6 項の規定により、指定養育医療機関から次のとおりその指定を辞退する旨の申出があった。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指 定 番 号	開 設 者	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
44	大 洲 市	大洲市立大洲病院	大洲市西大洲甲570番地	平成16年 9月1日

○愛媛県告示第 208 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
市立大洲病院	大洲市西大洲字ヤスパ甲570番地	大 洲 市	平成20年 1月10日まで

○愛媛県告示第 210 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の29の規定により、次のとおり指定知的障害者更生施設の指定の辞退があ

った。

平成17年1月28日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定知的障害者支援事業者			サービスの種類	廃止に係る指定知的障害者支援事業所		届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000200059315	道前福祉衛生事務組合	東予市玉之江992番地	渡部高尚	知的障害者入所更生施設	東予学園	東予市楠乙438番地の21	平成16年10月27日
38000200060313	道前福祉衛生事務組合	東予市玉之江992番地	渡部高尚	知的障害者入所更生施設	道前育成園	東予市楠乙454番地の59	平成16年10月27日

○愛媛県告示第211号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年1月28日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指定年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000300167117	社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	近田宣秋	児童居宅介護	大洲市社会福祉協議会児童居宅介護事業所長浜	大洲市長浜甲480番地の3	平成17年1月11日

○愛媛県告示第212号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年1月28日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指定年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000100175120	社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	近田宣秋	身体障害者デイサービス	大洲市社会福祉協議会身体障害者デイサービスセンター東大洲	大洲市東大洲270番地1	平成17年1月11日
38000100175112	社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	近田宣秋	身体障害者居宅介護	大洲市社会福祉協議会身体障害者居宅介護事業所東大洲	大洲市東大洲270番地1	平成17年1月11日
38000100176110	社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	近田宣秋	身体障害者居宅介護	大洲市社会福祉協議会身体障害者居宅介護事業所長浜	大洲市長浜甲480番地の3	平成17年1月11日
38000100177118	社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	近田宣秋	身体障害者居宅介護	大洲市社会福祉協議会身体障害者居宅介護事業所肱川	大洲市肱川町山鳥坂72番地1	平成17年1月11日
38000100178116	社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	近田宣秋	身体障害者居宅介護	大洲市社会福祉協議会身体障害者居宅介護事業所河辺	大洲市河辺町植松428番地	平成17年1月11日

○愛媛県告示第213号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年1月28日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指定年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000200204119	社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	近田宣秋	知的障害者居宅介護	大洲市社会福祉協議会知的障害者居宅介護事業所東大洲	大洲市東大洲270番地1	平成17年1月11日
38000200205116	社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地1	近田宣秋	知的障害者居宅介護	大洲市社会福祉協議会知的障害者居宅介護事業所長浜	大洲市長浜甲480番地の3	平成17年1月11日

○愛媛県告示第214号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300166119	社会福祉法人砥部町 社会福祉協議会	伊予郡砥部町大南71 9番地	門 田 尚 士	児童居宅介護	砥部町社協	伊予郡砥部町大南71 9番地	平成17年 1月1日

○愛媛県告示第 215 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100174115	社会福祉法人砥部町 社会福祉協議会	伊予郡砥部町大南71 9番地	門 田 尚 士	身体障害者居 宅介護	砥部町社協	伊予郡砥部町大南71 9番地	平成17年 1月1日

○愛媛県告示第 216 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200203111	社会福祉法人砥部町 社会福祉協議会	伊予郡砥部町大南71 9番地	門 田 尚 士	知的障害者居 宅介護	砥部町社協	伊予郡砥部町大南71 9番地	平成17年 1月1日

○愛媛県告示第 217 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100167119	社団法人松山市シル バー人材センター	松山市若草町 8 - 3	水 木 儀 三	身体障害者居 宅介護	松山シルバー北条居 宅介護事業所	北条市別府937番地 1	平成17年 1月7日
38000100168117	社団法人松山市シル バー人材センター	松山市若草町 8 - 3	水 木 儀 三	身体障害者居 宅介護	松山シルバー中島居 宅介護事業所	温泉郡中島町大字大 浦3081番地 2	平成17年 1月7日

○愛媛県告示第 218 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200193114	社団法人松山市シル バー人材センター	松山市若草町 8 - 3	水 木 儀 三	知的障害者居 宅介護	松山シルバー北条居 宅介護事業所	北条市別府937番地 1	平成17年 1月7日
38000200194112	社団法人松山市シル バー人材センター	松山市若草町 8 - 3	水 木 儀 三	知的障害者居 宅介護	松山シルバー中島居 宅介護事業所	温泉郡中島町大字大 浦3081番地 2	平成17年 1月7日

○愛媛県告示第 219 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300063118	社会福祉法人小田町 社会福祉協議会	喜多郡上浮穴郡小田 町82番地	門 田 秀 夫	児童居宅介護	障害児居宅介護小田 町社会福祉協議会ヘ ルパーセンター	喜多郡上浮穴郡小田 町82番地	平成16年 12月31日
38000300058118	社会福祉法人砥部町 社会福祉協議会	伊予郡砥部町大南71 9番地	門 田 尚 士	児童居宅介護	砥部町社協	伊予郡砥部町大南71 9番地	平成16年 12月31日
38000300097116	社会福祉法人長浜町 社会福祉協議会	喜多郡長浜町大字長 浜甲480番地の3	美 野 石 吉	児童居宅介護	長浜町指定児童居宅 介護事業所	喜多郡長浜町大字長 浜甲480番地の3	平成16年 12月17日
38000300079114	社会福祉法人五十崎 町社会福祉協議会	喜多郡五十崎町大字 平岡甲168番地	和 田 親 人	児童居宅介護	五十崎町社会福祉協 議会	喜多郡五十崎町大字 平岡甲168番地	平成16年 12月10日

○愛媛県告示第 220 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100025127	社会福祉法人大洲市 社会福祉協議会	大洲市東大洲270番 地 1	近 田 宣 秋	身体障害者デ イサービス	大洲市社会福祉協議 会身体障害者デイス サービスセンター東大 洲	大洲市東大洲270番 地 1	平成16年 12月17日
38000100025119	社会福祉法人大洲市 社会福祉協議会	大洲市東大洲270番 地 1	近 田 宣 秋	身体障害者居 宅介護	大洲市社会福祉協議 会身体障害者居宅介 護事業所	大洲市東大洲270番 地 1	平成16年 12月17日
38000100066113	社会福祉法人小田町 社会福祉協議会	喜多郡上浮穴郡小田 町82番地	門 田 秀 夫	身体障害者居 宅介護	身体障害者居宅介護 小田町社会福祉協 議会ヘルパーセンター	喜多郡上浮穴郡小田 町82番地	平成16年 12月31日
38000100058110	社会福祉法人砥部町 社会福祉協議会	伊予郡砥部町大南71 9番地	門 田 尚 士	身体障害者居 宅介護	砥部町社協	伊予郡砥部町大南71 9番地	平成16年 12月31日
38000100068119	社会福祉法人長浜町 社会福祉協議会	喜多郡長浜町大字長 浜甲480番地の3	美 野 石 吉	身体障害者居 宅介護	長浜町指定身体障害 者居宅介護事業所	喜多郡長浜町大字長 浜甲480番地の3	平成16年 12月17日
38000100087119	社会福祉法人五十崎 町社会福祉協議会	喜多郡五十崎町大字 平岡甲168番地	和 田 親 人	身体障害者居 宅介護	五十崎町社会福祉協 議会	喜多郡五十崎町大字 平岡甲168番地	平成16年 12月10日
38000100065115	社会福祉法人肱川町 社会福祉協議会	喜多郡肱川町大字山 鳥坂72番地 1	中 野 博 司	身体障害者居 宅介護	肱川町社会福祉協 議会身体障害者居宅 介護事業所	喜多郡肱川町大字山 鳥坂72番地 1	平成16年 12月17日
38000100050117	社会福祉法人河辺村 社会福祉協議会	喜多郡河辺村大字植 松548番地	田 中 弘	身体障害者居 宅介護	河辺村社会福祉協 議会	喜多郡河辺村大字植 松548番地	平成16年 12月17日
38000100006119	社会福祉法人広見町 社会福祉協議会	北宇和郡広見町大字 近永782番地	尾 崎 七 郎	身体障害者居 宅介護	社会福祉法人広見町 社会福祉協議会身体 障害者居宅介護事業 所	北宇和郡広見町大字 近永782番地	平成16年 12月31日
38000100073119	社会福祉法人日吉村 社会福祉協議会	北宇和郡日吉村大字 下鍵山500番地	山 本 雅 之	身体障害者居 宅介護	日吉村社会福祉協 議会指定身体障害者 居宅介護事業所	北宇和郡日吉村大字 下鍵山500番地	平成16年 12月22日

○愛媛県告示第 221 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200038111	社会福祉法人大洲市 社会福祉協議会	大洲市東大洲270番 地1	近 田 宣 秋	知的障害者居 宅介護	大洲市社会福祉協議 会知的障害者居宅介 護事業所	大洲市東大洲270番 地1	平成16年 12月17日
38000200015135	社会福祉法人風早借 菜園	北条市下難波字尾ノ 峰乙145番地34	渡 部 宗 一	知的障害者短 期入所	北条育成園	北条市下難波字尾ノ 峰乙145番地	平成16年 12月31日
38000200016133	社会福祉法人風早借 菜園	北条市下難波字尾ノ 峰乙145番地34	渡 部 宗 一	知的障害者短 期入所	北条あかつきの郷	北条市下難波字尾ノ 峰乙145番地13	平成16年 12月31日
38000200017149	社会福祉法人風早借 菜園	北条市下難波字尾ノ 峰乙145番地34	渡 部 宗 一	知的障害者地 域生活援助	グループホーム風早	北条市浅海原甲552	平成16年 12月31日
38000200079115	社会福祉法人小田町 社会福祉協議会	喜多郡上浮穴郡小田 町82番地	門 田 秀 夫	知的障害者居 宅介護	知的障害者居宅介護 小田町社会福祉協議 会ヘルパーセンター	喜多郡上浮穴郡小田 町82番地	平成16年 12月31日
38000200074116	社会福祉法人砥部町 社会福祉協議会	伊予郡砥部町大南71 9番地	門 田 尚 士	身体障害者居 宅介護	砥部町社協	伊予郡砥部町大南71 9番地	平成16年 12月31日
38000200085112	社会福祉法人長浜町 社会福祉協議会	喜多郡長浜町大字長 浜甲480番地の3	美 野 石 吉	知的障害者居 宅介護	長浜町指定知的障害 者居宅介護事業所	喜多郡長浜町大字長 浜甲480番地の3	平成16年 12月17日
38000200104111	社会福祉法人五十崎 町社会福祉協議会	喜多郡五十崎町大字 平岡甲168番地	和 田 親 人	知的障害者居 宅介護	五十崎町社会福祉協 議会	喜多郡五十崎町大字 平岡甲168番地	平成16年 12月10日
38000200059133	道前福祉衛生事務組 合	東予市玉之江992番 地	渡 部 高 尚	知的障害者短 期入所	東予学園	東予市楠乙438番地 の21	平成16年 10月27日
38000200060131	道前福祉衛生事務組 合	東予市玉之江992番 地	渡 部 高 尚	知的障害者短 期入所	道前育成園	東予市楠乙454番地 の59	平成16年 10月27日

○愛媛県告示第 222 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。
平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅サービス 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住 所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3870104514	医療法人慈孝会	愛媛県松山市福角町乙 69番地1	痴呆対応型共同 生活介護	グループホームふくず み	愛媛県松山市福角町甲 616番地1	平成16年12月1日
3871500025	有限会社やわらぎ	愛媛県松山市福音寺町 228 - 25	痴呆対応型共同 生活介護	グループホームやわら ぎ川内	愛媛県東温市南方1787 - 2	平成16年12月1日
3870400409	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁 目10番1号	痴呆対応型共同 生活介護	コムスンのほほえみ八 幡浜	愛媛県八幡浜市産業通 4番18号	平成16年12月1日
3870600719	株式会社ジェイコム	愛媛県西条市氷見丙44 4 - 1	痴呆対応型共同 生活介護	グループホームまなべ	愛媛県西条市氷見乙76 9番地	平成16年12月1日
3870600735	株式会社ジェイコム	愛媛県西条市氷見丙44 4 - 1	痴呆対応型共同 生活介護	グループホーム多賀の 里	愛媛県西条市北条231 番地1	平成16年12月1日
3870600750	株式会社ジェイコム	愛媛県西条市氷見丙44 4 - 1	痴呆対応型共同 生活介護	グループホーム丹原の 郷	愛媛県西条市丹原町池 田1267番地1	平成16年12月1日
3870104506	医療法人慈孝会	愛媛県松山市福角町乙 69番地1	通所介護	通所介護ふくずみ	愛媛県松山市福角町甲 616番地1	平成16年12月1日
3870400391	有限会社めぐみ	愛媛県八幡浜市穴井3 番耕地703番地	通所介護	デイサービスセンター めぐみ	愛媛県八幡浜市穴井3 番耕地703番地	平成16年12月1日
3870600701	株式会社ジェイコム	愛媛県西条市氷見丙44 4 - 1	通所介護	デイサービスいしづち の湯	愛媛県西条市西田甲42 1番地5	平成16年12月1日
3870600727	株式会社ジェイコム	愛媛県西条市氷見丙44 4 - 1	通所介護	デイサービス多賀の里	愛媛県西条市北条231 番地1	平成16年12月1日
3870600743	株式会社ジェイコム	愛媛県西条市氷見丙44 4 - 1	通所介護	デイサービスセンター 丹原の郷	愛媛県西条市丹原町池 田1267番地1	平成16年12月1日
3870300708	有限会社エスエー	愛媛県宇和島市和霊東 町三丁目3番15号	訪問介護	訪問介護さち	愛媛県宇和島市和霊東 町三丁目3番15号	平成16年12月1日
3870300716	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿 河台二丁目9	訪問介護	アイリスケアセンター あけぼの	愛媛県宇和島市寿町一 丁目5 - 8 遠山ビル	平成16年12月1日
3870501313	有限会社たんぼぼ	愛媛県新居浜市中西町 13番43号	訪問介護	有限会社たんぼぼ	愛媛県新居浜市中西町 13番43号	平成16年12月1日

3860191059	医療法人創実会	愛媛県松山市六軒家町3番19号	訪問看護	訪問看護ステーションろっけん家	愛媛県松山市六軒家町3番19号	平成16年12月1日
3870104522	医療法人慈孝会	愛媛県松山市福角町乙69番地1	訪問介護	ホームヘルプサービス事業所ふくずみ	愛媛県松山市福角町甲616番地1	平成16年12月3日
3871500033	合資会社介護サービス憩	愛媛県東温市志津川甲251番地15	訪問介護	合資会社介護サービス憩	愛媛県東温市志津川甲251番地15	平成16年12月13日
3870104548	吉野有限会社	愛媛県松山市平田町19番地2	痴呆対応型共同生活介護	グループホームよしの	愛媛県松山市平田町19番地2	平成16年12月16日
3873600385	有限会社ウェルフェア土居	愛媛県喜多郡五十崎町平岡甲135番地4	訪問介護	ヘルパーステーション里久	愛媛県喜多郡五十崎町平岡1572番地2	平成16年12月17日
3870104555	有限会社ユニット・ワゴン	愛媛県伊予市米湊855番地11	痴呆対応型共同生活介護	グループホームユニットまつやま	愛媛県松山市井門町790番地1	平成16年12月22日
3871100461	社会福祉法人安寿会	愛媛県松山市安城寺町1673番1	通所介護	デイサービスセンター難波	愛媛県北条市中通甲898番1	平成16年12月24日
3870501321	有限会社東予ケア・サービス	愛媛県新居浜市垣生一丁目6番25号	通所介護	デイサービスセンター好きっぴ	愛媛県新居浜市垣生一丁目6番25号	平成16年12月24日

○愛媛県告示第 223 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。
平成17年 1月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870104498	株式会社サンリベラル	愛媛県松山市末町甲56番地1	居宅介護支援	居宅介護支援事業所サンリベラル道後	愛媛県松山市末町甲56番地1	平成16年12月1日
3870501313	有限会社たんぼぼ	愛媛県新居浜市中西町13番43号	居宅介護支援	有限会社たんぼぼ	愛媛県新居浜市中西町13番43号	平成16年12月1日
3870600768	株式会社ジェイコム	愛媛県西条市氷見丙44-1	居宅介護支援	ケアプランセンター多賀の里	愛媛県西条市北条231番地1	平成16年12月1日
3870600776	株式会社ジェイコム	愛媛県西条市氷見丙44-1	居宅介護支援	ケアプランセンター丹原の郷	愛媛県西条市丹原町池田1267番地1	平成16年12月1日
3870104530	有限会社楠の郷	愛媛県松山市南斎院町263番地1コーボ雅105号	居宅介護支援	楠の郷ウェルフェアサービス	愛媛県松山市南久米町378番地1ジェイシティ久米駅前1205号	平成16年12月13日
3874000494	有限会社愛ミング・ケアセンター	愛媛県南宇和郡愛南町御荘菊川283番地	居宅介護支援	有限会社愛ミング・ケアセンター-居宅介護支援事業所	愛媛県南宇和郡愛南町御荘菊川283番地	平成16年12月24日

○愛媛県告示第 224 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870200908	株式会社シンコー	広島県福山市松永町五丁目5番25号	痴呆対応型共同生活介護	ハートフルケアホーム青空	愛媛県今治市南高下町二丁目1610番地3	愛媛県今治市南高下町二丁目2-67	平成16年11月1日
3870101049	医療法人天真会	愛媛県松山市南高井町333	訪問介護	南高井ホームヘルパーステーション	愛媛県松山市東石井町三丁目5-2	愛媛県松山市南高井町333番地	平成16年11月22日
3870200221	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	訪問介護	アイリスケアセンター-今治	愛媛県今治市北日吉町1-3-2	愛媛県今治市黄金町4-1-18塩見ビル1階	平成16年12月1日
3870400144	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	訪問介護	株式会社コムスン八幡浜ケアセンター	愛媛県八幡浜市浜田町1355-26	愛媛県八幡浜市産業通4番16号	平成16年12月1日
3873500411	有限会社ホームケア	愛媛県松山市越智町73番地14	訪問介護	訪問介護ひまわり	愛媛県伊予郡松前町昌農内613番地4	愛媛県松山市越智町73番地4	平成16年12月7日
3870300567	ケアセンター幸有限会社	愛媛県宇和島市宮下乙97番地7	訪問介護	ケアセンター幸	愛媛県宇和島市宮下乙97番地7	愛媛県南宇和郡愛南町柏386	平成16年8月22日

3857780559	医療法人大志会	愛媛県八幡浜市古町一丁目6番12号	通所リハビリテーション	介護老人保健施設アンピションうちこ園	愛媛県喜多郡内子町内子丙18番地17	愛媛県喜多郡内子町内子3683番地	平成16年12月15日
3857780559	医療法人大志会	愛媛県八幡浜市古町一丁目6番12号	短期入所療養介護	介護老人保健施設アンピションうちこ園	愛媛県喜多郡内子町内子丙18番地17	愛媛県喜多郡内子町内子3683番地	平成16年12月15日

○愛媛県告示第 225 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービスを廃止した旨の届出があった。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870101114	社会福祉法人白寿会	愛媛県松山市天山町104	訪問入浴介護	訪問入浴センター和泉	愛媛県松山市和泉北1-20-28	平成16年11月25日
3870600404	医療法人北辰会	愛媛県西条市氷見丙477番地	痴呆対応型共同生活介護	グループホームまなべ	愛媛県西条市氷見乙769番地	平成16年11月30日
3871200162	医療法人北辰会	愛媛県西条市氷見丙477番地	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム多賀の里	愛媛県西条市北条231番地の1	平成16年11月30日
3873100139	医療法人北辰会	愛媛県西条市氷見丙477番地	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム丹原の郷	愛媛県西条市丹原町池田1267番地1	平成16年11月30日
3870600503	医療法人北辰会	愛媛県西条市氷見丙477番地	通所介護	デイサービスいしづちの湯	愛媛県西条市西田甲421番地5	平成16年11月30日
3871200170	医療法人北辰会	愛媛県西条市氷見丙477番地	通所介護	デイサービス多賀の里	愛媛県西条市北条231番地1	平成16年11月30日
3873100121	医療法人北辰会	愛媛県西条市氷見丙477番地	通所介護	デイサービスセンター丹原の郷	愛媛県西条市丹原町池田1267番地1	平成16年11月30日
3870101155	株式会社アステイス	愛媛県新居浜市多喜浜67-173	福祉用具貸与	株式会社アステイス松山営業所	愛媛県松山市高野町1-1	平成16年12月15日
3870101106	株式会社悠遊社	松山市余戸南2-24-38	福祉用具貸与	株式会社悠遊社	松山市余戸南2-24-38	平成16年12月31日

○愛媛県告示第 226 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870200221	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	居宅介護支援	アイリスケアセンター今治	愛媛県今治市北日吉町1-3-2	愛媛県今治市黄金町4-1-18	平成16年12月1日
3870400144	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	居宅介護支援	株式会社コムスン八幡浜ケアセンター	愛媛県八幡浜市浜田町1355-26	愛媛県八幡浜市産業通4番16号	平成16年12月1日
3871000034	医療法人財団尚温会	愛媛県伊予市八倉906-5	居宅介護支援	いよ居宅介護支援事業所	愛媛県伊予市八倉917-1	愛媛県伊予市八倉906番地5	平成16年12月15日
3873600310	医療法人大志会	愛媛県八幡浜市古町一丁目6番12号	居宅介護支援	居宅介護支援事業所うちこ園	愛媛県喜多郡内子町内子丙18番地17	愛媛県喜多郡内子町内子3683番地	平成16年12月15日

○愛媛県告示第 227 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援サービスを廃止した旨の届出があった。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3871200188	医療法人北辰会	愛媛県西条市水見丙477番地	居宅介護支援	ケアプランセンター多賀の里	愛媛県西条市北条231番地の1	平成16年11月30日
3873100113	医療法人北辰会	愛媛県西条市水見丙477番地	居宅介護支援	ケアプランセンター丹原の郷	愛媛県西条市丹原町池田1267番地1	平成16年11月30日
3873900181	三間町	愛媛県北宇和郡三間町宮野下835	居宅介護支援	三間町	愛媛県北宇和郡三間町迫目126	平成16年12月1日
3873900017	広見町	愛媛県北宇和郡広見町近永800-1	居宅介護支援	広見町役場保健福祉課	愛媛県北宇和郡広見町近永782	平成16年12月10日

○愛媛県告示第 228 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
三島ショッパーズ	四国中央市具定町字倉ノ内500番地3	当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名	株式会社今治デパート 代表取締役 井本雅之	株式会社ママイ 代表取締役 後藤隆彦 株式会社今治デパート 代表取締役 井本雅之 株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈	平成16年 3月27日	平成17年 1月14日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 229 号

西予市宇和町土地改良区営基盤整備促進事業久保地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成17年 1月31日から 2月28日まで

3 縦覧場所

西予市役所

○愛媛県告示第 230 号

東予園芸農業協同組合営遊休農地解消総合対策事業高松下地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条及び第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成17年 1月31日から 2月28日まで
 3 縦覧場所
 西条市役所丹原総合支所

○愛媛県告示第 231 号

今治市営基盤整備促進事業法界寺地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 4 及び第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間
平成17年 1月31日から 2月28日まで
- 3 縦覧場所
今治市役所玉川支所

○愛媛県告示第 232 号

松山市営基盤整備促進事業奥久谷地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 4 及び第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間
平成17年 1月31日から 2月28日まで

3 縦覧場所
松山市役所

○愛媛県告示第 233 号

久万高原町営里地棚田保全整備事業沢渡地区（B工区）の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 4 及び第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間
平成17年 1月31日から 2月28日まで
- 3 縦覧場所
久万高原町役場及び美川支所

○愛媛県告示第 234 号

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成20年 1月16日	愛媛県第1258号	魚糞物加工肥料	魚粉肥料	窒素全量 4.5 りん酸全量 2.6 加里全量 1.0	公定規格のとおりに	下波漁業協同組合 愛媛県宇和島市下波3048番地

○愛媛県告示第 235 号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第 1 項の規定に基づき、生産事業者を次のように登録した。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業者の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住所	種	穂	名	称
390	成瀬 隆 俊	東温市田窪2308 - 1	1	幼苗の育成	成瀬農園	東温市田窪

○愛媛県告示第 236 号

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(特 - 15) 第1875号	平成15年 12月25日	葵建設工業(株)	田中 剛	新居浜市郷 5 - 5 - 41	平成16年 12月 2日	建築工事業	建設業の廃止（一部）
(般 - 14) 第8333号	平成14年 7月14日	(有)古田建設	古田 芳生	西宇和郡伊方町二見甲 3387	平成16年 12月 2日	管工事業	建設業の廃止（一部）

(般 - 11 第2564号)	平成12年 1月17日	(有)三枝工業	山内 正男	松山市南江戸 1 - 6 - 26	平成16年 12月 3日	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 11 第10735号)	平成12年 1月13日	(有)都市環境設計	岩城 卓三	松山市東野 1 - 5 - 25	平成16年 12月 3日	造園工事業	建設業の廃止
(般 - 14 第13742号)	平成14年 6月26日	(有)東洋塗装工業	岡田 邦典	松山市和泉南 1 - 11 - 12	平成16年 12月 9日	建築工事業 大工工事業 塗装工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般 - 13 第4067号)	平成13年 7月28日	吉田塗装工業(株)	吉田 達哉	新居浜市西の土居町 1 - 3 - 42	平成16年 12月10日	防水工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 13 第4553号)	平成14年 3月22日	(株)池本組	池本 敏夫	北条市辻583 - 2	平成16年 12月10日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 14 第8560号)	平成14年 11月22日	樽古建設(有)	樽古 桑雄	喜多郡内子町大瀬中央 4455	平成16年 12月10日	建築工事業	建設業の廃止
(特 - 12 第1227号)	平成12年 12月17日	(株)二宮工務店	二宮 克志	宇和島市榊形町 3 - 6 - 8	平成16年 12月13日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 11 第9714号)	平成12年 1月18日	新栄建設	新本 義治	松山市住吉 2 - 11 - 10	平成16年 12月13日	土木工事業 石工事業 しゅんせつ工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第132号)	平成13年 3月31日	(有)越智組	越智 哲雄	西条市壬生川148 - 9	平成16年 12月17日	土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(特 - 15 第1702号)	平成16年 3月11日	(株)山本工務店	山本新一郎	西条市喜多川457 - 1	平成16年 12月17日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 13 第7718号)	平成13年 6月30日	中豫電工社	藤原 武	伊予市米湊795	平成16年 12月17日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 15 第15310号)	平成15年 5月19日	(有)コスモメンテナンス	岡田 盛人	松山市東垣生町222 - 5	平成16年 12月17日	土木工事業 とび・土工事業	建設業の廃止
(般 - 13 第11327号)	平成13年 11月 1日	(有)オー電設企画	大原 齊	松山市星岡町189 - 5	平成16年 12月20日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第3600号)	平成12年 11月15日	アイシン電機(株)	中渡桂太郎	今治市鐘場町 1 - 2 - 5	平成16年 12月21日	電気工事業	建設業の廃止
(特 - 12 第8760号)	平成12年 5月26日	耐震キングハウス工業(株)	亀岡 知博	松山市中野町甲143 - 3	平成16年 12月21日	土木工事業 建築工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業	建設業の廃止
(特 - 13 第441号)	平成13年 6月17日	川本建設(有)	川本 静子	今治市高地町 2 - 甲20 60	平成16年 12月22日	土木工事業 舗装工事業	建設業の廃止
(般 - 14 第6888号)	平成14年 10月11日	喜久栄建設(株)	菊池 正典	松山市青葉台 6 - 2	平成16年 12月22日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 13 第9384号)	平成14年 2月 9日	愛和緑化産業(有)	宮岡 荘六	南宇和郡愛南町御荘平 城3920	平成16年 12月22日	造園工事業	建設業の廃止
(般 - 14 第13918号)	平成15年 1月21日	玉井組	玉井 雅仁	西条市周布615 - 5	平成16年 12月27日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般 - 13 第6151号)	平成13年 5月24日	鎌倉建設	鎌倉 福德	新居浜市土橋 2 - 6 - 64	平成16年 12月28日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 13 第11353号)	平成13年 12月21日	(株)ユーエス工業	近藤 植彦	新居浜市多喜浜字東浜 67 - 194	平成16年 12月28日	建築工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第 237 号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局四国中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 河川の名称

二級河川鎌谷川水系鎌谷川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成17年 1月28日

3 廃川敷地等の位置

四国中央市豊岡町五良野字川西 347 番 6 に隣接する国有地地先から 350 番 2 地先まで並びに同市豊岡町五良野字川西 333 番 4 及び 333 番 6 の各地先

四国中央市豊岡町五良野字川西 333 番 1 地先から 321 番 4 地先の国有地地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量
土地（河川管理施設を含む。） 295.60平方メートル

○愛媛県告示第 238 号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

河 川 名	区 域
支流 大津川	右岸 四国中央市豊岡町岡銅字花ノ木尾丙40番10地先から同市富郷町豊坂字西山丙271番2地先まで 左岸 四国中央市豊岡町岡銅字榎屋ノ日代丙30番2地先から同市豊岡町岡銅字曲ノ東丙3番地先まで
支流 明神川	右岸 四国中央市豊岡町五良野字中通り193番地先から同市豊岡町五良野字中通り127番1地先まで 左岸 四国中央市豊岡町五良野字中通り148番2地先から同市豊岡町五良野字中通り128番2地先まで
小支流 井破川	右岸 四国中央市豊岡町五良野字中通り211番地先から同市豊岡町五良野字柿谷443番2地先まで 左岸 四国中央市豊岡町五良野字川西266番地先から同市豊岡町五良野字川西293番5地先まで

○愛媛県告示第 239 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、上島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県知事 加戸守行

松山市一番町四丁目4番地2

2 埋立区域

(1) 位置

越智郡上島町岩城5583番地及び5862番地の地先公有水面

(2) 区域

次の1点から9点までを順次直線で結んだ線並びに9点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+1.83メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町岩城5583番地の側溝天端に設置された金属鈹）は、北緯34度15分58.4925秒、東経133度09分43.4114秒の地点

1点は、基点から真北142度23分15秒15.18メートルの地点

2点は、1点から真北62度17分32秒1.73メートルの地点

3点は、2点から真北152度16分04秒47.96メートルの地点

4点は、3点から真北228度05分58秒57.50メートルの地点

5点は、4点から真北138度04分50秒0.20メートルの地点

6点は、5点から真北239度17分30秒0.56メートルの地点

7点は、6点から真北303度55分48秒4.51メートルの地点

8点は、7点から真北48度05分54秒55.90メートルの地点

9点は、8点から真北332度13分53秒25.51メートルの地点

(3) 面積

386.67平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和59年1月26日 愛媛県指令58河第797号

4 しゅん功認可年月日

平成17年1月28日

○愛媛県告示第 240 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、上島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

上島町

越智郡上島町弓削下弓削210番地

代表者 町長 上村俊之

越智郡上島町弓削下弓削185番地5

2 埋立区域

(1) 位置

越智郡上島町岩城5583番地の地先公有水面

(2) 区域

次の1点から3点までを順次直線で結んだ線並びに3点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+1.83メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町岩城5583番地の側溝天端に設置された金属鈹）は、北緯34度15分58.4925秒、東経133度09分43.4114秒の地点

1点は、基点から真北151度24分42秒34.55メートルの地点

2点は、1点から真北152度13分53秒25.51メートルの地点

3 点は、2点から真北 228 度05分54秒 55.90 メートル
の地点
(3) 面積
1,667.93平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号
昭和59年 1月26日 愛媛県指令58河第 798 号
4 しゅん功認可年月日
平成17年 1月28日

○愛媛県告示第 241 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	194号	西条市荒川下分 2号210番 1 から 同市荒川下分 2号234番 1 まで	旧	メートル 1.0～ 9.0 13.5～50.0	キロメートル 0.180 0.320	
			新	5.8～34.0 1.0～ 9.0 13.5～50.0	0.405 0.180 0.320	

○愛媛県告示第 242 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万高原町二名乙1519番 3 地先から 同町二名甲3231番地先まで	平成17年 1月28日

○愛媛県告示第 243 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久万中山線	喜多郡内子町白杵1084番 2 から 同町白杵117番 2 まで	旧	メートル 4.5～ 18.0	キロメートル 0.317	
			新	14.5～58.0	0.317	

○愛媛県告示第 244 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	喜多郡内子町白杵122番 2 から 同町白杵117番 2 まで	平成17年 1月28日

○愛媛県告示第 245 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町宇和川373番地先から 同町宇和川367番 2 まで	旧	メートル 4.7~10.8 13.3~25.3	キロメートル 0.091 0.074	
			新	13.3~25.3	0.074	
"	"	大洲市肱川町宇和川367番 2 から 同町宇和川358番 2 まで	旧	10.2~25.1	0.104	
			新	20.9~38.2	0.104	

○愛媛県告示第 246 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町宇和川367番 2 から 同町宇和川358番 2 まで	平成17年 1月28日

○愛媛県告示第 247 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	九島循環線	宇和島市本九島字押舞鼻2385番 1 地先から 同市本九島字真坂2368番 1 まで	平成17年 1月28日

○愛媛県告示第 248 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
 平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
16四土（開）第12号 平成17年 1月18日	四国中央市豊岡町大町字山下1409番 1、1409番 2 及び1435番	松山市富久町420番地 四国福山通運株式会社 代表取締役 中 川 英 雄

○愛媛県告示第 249 号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第 5 条第 6 項の規定により告示する。
 平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
久第 9号	松山市千舟町八丁目128番地 1	えひめ中央農業協同組合	売りさばき所 喜多郡内子町寺村1018番地 えひめ中央農業協同組合小田支所	売りさばき所 上浮穴郡小田町寺村1018番地 えひめ中央農業協同組合小田支所	平成17年 1月1日
久第 16号	松山市南堀端町 1 番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 喜多郡内子町小田115番地 1 伊予銀行小田支店	売りさばき所 上浮穴郡小田町町村115番地 1 伊予銀行小田支店	平成17年 1月1日
小田 第 1 号	喜多郡内子町中川2902番地	島津テル子	売りさばき人 喜多郡内子町中川2902番地 島津テル子 売りさばき所 喜多郡内子町中川2902番地	売りさばき人 上浮穴郡小田町中川2902番地 島津テル子 売りさばき所 上浮穴郡小田町中川2902番地	平成17年 1月1日
大第 5号	喜多郡内子町平岡甲168番地	喜多郡内子町	売りさばき人 喜多郡内子町 売りさばき所 喜多郡内子町内子1515番地 内子町内子分庁	売りさばき人 喜多郡内子町 売りさばき所 同町役場	平成17年 1月1日
大第 8号	喜多郡内子町内子3397番地	内子高等学校 P . T . A	売りさばき人 喜多郡内子町内子3397番地 内子高等学校 P . T . A 売りさばき所 喜多郡内子町内子3397番地 内子高等学校内	売りさばき人 喜多郡内子町大字内子甲1855番地 内子高等学校 P . T . A 売りさばき所 喜多郡内子町大字内子甲1855番地 内子高等学校内	平成17年 1月1日
大第 14号	喜多郡内子町内子1432番地	内子交通安全協会	売りさばき人 喜多郡内子町内子1432番地 内子交通安全協会 売りさばき所 喜多郡内子町内子1432番地 内子警察署内	売りさばき人 喜多郡内子町大字内子甲712番地 1 内子交通安全協会 売りさばき所 喜多郡内子町大字内子甲712番地 1 内子警察署内	平成17年 1月1日
大第 20号	松山市南堀端町 1 番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 喜多郡内子町内子2241番地 1 伊予銀行内子支店	売りさばき所 喜多郡内子町大字内子甲1097番地 1 伊予銀行内子支店	平成17年 1月1日
大第 9号	喜多郡内子町平岡甲168番地	喜多郡内子町	売りさばき人 喜多郡内子町 売りさばき所 喜多郡内子町平岡甲168番地 内子町役場	売りさばき人 喜多郡五十崎町 売りさばき所 同町役場	平成17年 1月1日
大第 19号	松山市南堀端町 1 番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 喜多郡内子町五十崎甲1303番地10 伊予銀行五十崎支店	売りさばき所 喜多郡五十崎町大字古田甲1303番 地10 伊予銀行五十崎支店	平成17年 1月1日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年 1月19日	特定非営利活動法人 ブルー宇和海	山 口 勝 己	愛媛県宇和島市石応140番地 2	この法人は、南予の中核である宇和島市及び南予一帯を対象として、宇和海の総合観光資源の研究開発等を行い、豊かで明るく、経済的にも恵まれたまちづくりの推進を図りながら、地域の活性化、明るい未来の夢の実現を目指し、公益に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年 1月17日	特定非営利活動法人 家族支援フォーラム	米 田 順 哉	愛媛県松山市姫原二丁目3番地 21	この法人は、障害の種類・障害の有無にかかわらず、地域生活を送る上で福祉サービスを必要とする人とその家族に対して、児童・障害児（者）・高齢者に関する事業を行い、幸せを感じながら安心して地域生活が送れるよう、各ライフステージに合わせて支援することを目的とする。

○公 告

一般県営住宅の入居者募集について

愛媛県県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、一般県営住宅の入居者を次のとおり公募する。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 公募対象の建物概要

設置所在地名	団 地 名	構 造 別	型 別	床 面 積	募 集 戸 数 (特定目的住宅を含む。)
新居浜市磯浦町13	磯浦	中 層 耐 火	1 L D K	43.40㎡	5 戸
			2 D K	56.10㎡	12 戸
			3 L D K	71.70㎡	4 戸

備考 「特定目的住宅」とは、入居者又は同居親族に60歳以上の者がいる世帯、入居者又は同居親族に心身障害者がいる世帯、同居親族に18歳未満の児童が3名以上いる世帯及び入居者が配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものである世帯を対象とする住宅をいう。

2 家賃

条例第9条に規定する額。なお、家賃の外に共益費が必要である。

3 入居者の資格（次の事項（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第6条第1項各号に掲げる者で知事が一般県営住宅の管理上適当と認めるものにあつては(1)及び(3)、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者で当該災害の発生した日から起算して3年を経過していないものにあつては(3)）を具備すること。）

- (1) その者の収入が条例第5条第1号に規定する金額を超えないこと。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻の關係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者（3箇月以内に結婚する者に限る。以下同じ。）を含む。）があること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。

4 申込受付期間

平成17年 2月 1日から 9日まで

なお、抽せん日以後でも入居可能な場合は、順次申込みを受け付ける。

5 申込受付場所

西条地方局建設部建築指導課

6 申込みに必要な書類

- (1) 県営住宅入居申込書
- (2) 市町長の発行する平成15年分の所得証明書
- (3) 平成16年分の所得を証明する書類（源泉徴収票又は収支明細書）
- (4) 住民票の謄本
- (5) 婚姻の予約者については、双方の両親又は媒酌予定者による婚約証明書

7 入居の決定

抽せんにより決定する。

8 抽せんの日時及び場所

- (1) 日時
平成17年 3月 4日(金)午後 2時
- (2) 場所
西条市喜多川 796 - 1
西条地方局 7階大会議室
- 9 抽せんの方法
一般住宅と特定目的住宅とは、別に抽せんする。
- 10 入居時期
平成17年 4月12日
- 11 その他
特定目的住宅へ入居申込みをする者は、その旨を申し出て、対象世帯であることの確認を受けること。

○公 告

一般県営住宅の入居者募集について

愛媛県県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、一般県営住宅の入居者を次のとおり公募する。

平成17年 1月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 公募対象の建物概要

設置所在地名	団 地 名	構 造 別	型 別	床 面 積	募 集 戸 数 (特定目的住宅を含む。)
四国中央市川之江 町981 - 1	川之江	中 層 耐 火	2 D K	56 .10㎡	2 戸
			3 L D K	71 .70㎡	2 戸

備考 「特定目的住宅」とは、入居者又は同居親族に60歳以上の者がいる世帯、入居者又は同居親族に心身障害者がいる世帯、同居親族に18歳未満の児童が3名以上いる世帯及び入居者が配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものである世帯を対象とする住宅をいう。

2 家賃

条例第9条に規定する額。なお、家賃の外に共益費が必要である。

3 入居者の資格（次の事項（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第6条第1項各号に掲げる者で知事が一般県営住宅の管理上適当と認めるものにあつては(1)及び(3)、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者で当該災害の発生した日から起算して3年を経過していないものにあつては(3)）を具備すること。）

- (1) その者の収入が条例第5条第1号に規定する金額を超えないこと。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻の關係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者（3箇月以内に結婚する者に限る。以下同じ。）を含む。）があること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

4 申込受付期間

平成17年 2月14日から22日まで

なお、抽せん日以後でも入居可能な場合は、順次申込みを受け付ける。

5 申込受付場所

四国中央土木事務所建築指導係

6 申込みに必要な書類

- (1) 県営住宅入居申込書
- (2) 市町長の発行する平成15年分の所得証明書
- (3) 平成16年分の所得を証明する書類（源泉徴収票又は収支明細書）
- (4) 住民票の謄本
- (5) 婚姻の予約者については、双方の両親又は媒酌予定者による婚約証明書

7 入居の決定

抽せんにより決定する。

8 抽せんの日時及び場所

- (1) 日時
平成17年 3月 7日(月)午後 2時

(2) 場所

四国中央市三島宮川4丁目6-53
四国中央土木事務所

9 抽せんの方法

一般住宅と特定目的住宅とは、別に抽せんする。

10 入居時期

平成17年4月8日

11 その他

特定目的住宅へ入居申込みをする者は、その旨を申し出て、対象世帯であることの確認を受けること。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第1号

学校教職員結核予防取扱要領(昭和29年8月愛媛県教育委員会告示第36号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年1月28日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

第12項中「及びX線大撮影フィルム」を削る。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による直接請求(愛媛県議会議員今治市・越智郡選挙区の議員の解職請求に限る。)の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成17年1月28日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

選 挙 区	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数
今治市・越智郡	154,029	51,343